

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和6年12月4日実施）の基準点等について

法務省民事局

法務省では、令和6年12月4日、簡裁訴訟代理等能力認定審査（令和6年9月8日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。

同審査の審査問題の出題の趣旨及び配点並びに法務大臣の認定の基準点は、以下のとおりです。

第1 審査問題の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権を訴訟物として構成するとともに、訴訟物の個数を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（所有権に基づく動産引渡請求訴訟）における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因についての要件事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 5点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して①所有権喪失（売買）の抗弁及び②所有権喪失（即時取得）の抗弁についての要件事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 14点

(5) 小問(5)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解及び出題事例に即して通謀虚偽表示の再抗弁及び悪意の再抗弁についての要件事実（抗弁との対応関係を含む。）を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 12点

(6) 小問(6)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即してX Y間の法律関係を適切に把握した上で、YがX A間の通謀虚偽表示に対する第三者であるという事実について、判例の立場を前提としつつ、どのような位置づけの主張となるか（Xの通謀虚偽表示の再抗弁を前提とする予備的抗弁）を実体法上の理由とともに適切に説明することができるかを問うもの

〔配点〕 4点

(7) 小問(7)

〔出題の趣旨〕 規範的要件に関する基本的な理解を前提に、出題事例に即して、①及び②のそれぞれの事実について評価根拠事実となるかについて適切に説明することができるかを問うもの

〔配点〕 4点

2 第2問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び出題事例に即してA Y間の消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を訴訟物として構成するとともに、訴訟物の個数を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（A Y間の消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟）における請求原因についての要件事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 6点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 認定司法書士が強制執行に関する事項を代理する権限の存否についての理解を問うもの

〔配点〕 2点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 ①認定司法書士が代理人として手続に関与した事件の判決に対する控訴の提起を代理する権限の存否についての理解及び②認定司法書士の権限に照らして代理人として控訴審における控訴状に攻撃防御方法を記載する権限の存否についての理解を問うもの

〔配点〕 5点

3 第3問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務に関する依頼について、正当な事由がない場合にこれを拒むことの可否についての理解を問うもの

〔配点〕 3 点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 貸金返還請求訴訟の代理人となることを受任した司法書士法人の社員であった司法書士が、当該司法書士法人を脱退した後に、当該訴訟の相手方の代理人となることが司法書士法及び司法書士行為規範上できるかについて、具体的事実を摘示しつつ、その理解を問うもの

〔配点〕 4 点

第 2 法務大臣の認定の基準点

満点 70 点中 40 点以上